

藤沢市下水道施設官民連携業務委託

優先交渉権者決定基準

令和 8 年 6 月
令和 8 年 7 月（修正版）

藤沢市 道路下水道部

目 次

第1章 審査方針	1
1 優先交渉権者の決定方法	1
2 審査委員会	1
第2章 審査方法	2
1 資格審査	2
(1) 参加資格の確認審査	2
2 提案審査	2
(1) 第一次審査	2
(2) 第二次審査	2
第3章 優先交渉権者の決定等	6
(1) 優先交渉権者の選定	6
(2) 優先交渉権者の決定	6
第4章 優先交渉権者の公表	6
別紙 優先交渉権者決定までの流れ	7

用語の定義

用語	定義
本業務	: 藤沢市下水道施設官民連携業務委託をいう。
本市	: 藤沢市をいう。
事務局	: 藤沢市道路下水道部下水道管路課をいう。
事業者	: 本市と事業契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
参加者	: かながわ電子入札共同システム（藤沢市競争入札参加資格者名簿）に登録されている企業で構成された、本業務に係るプロポーザルに応募する共同企業体をいう。
共同企業体	: 複数の企業により構成される企業グループをいう。
構成員	: 共同企業体を構成する企業をいう。
代表企業	: 共同企業体を代表する者で、本業務のプロポーザル参加資格の申請、手続きを行い、共同企業体の結成を行う企業をいう。
協力企業	: 事業者から業務の一部を受託する企業をいう。
プロポーザル 実施要領等	: プロポーザル実施要領、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、モニタリング基本計画、基本契約書（案）及び年度協定書（案）をいう。
企画提案書類等	: プロポーザル実施要領等に基づいて作成する書類・図書等をいう。
審査委員会	: 藤沢市下水道施設官民連携業務委託事業者選定審査委員会をいう。
優先交渉権者	: 本市と契約の締結を予定する者として、審査委員会が選定した者をいう。

本優先交渉権者決定基準は、本市が実施する本業務のプロポーザル実施要領等の一部として位置付けるものであり、提案審査における技術評価及び価格評価の配点について、参加者が提案内容等を検討する際の基準を明らかにするものである。

第1章 審査方針

1 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定に当たっては、民間事業者による複数の業務に係わる技術力やノウハウ等の技術的な提案と価格提案を求め総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により行う。

本業務における優先交渉権者選定のための審査は、事務局が行う資格審査、事務局及び審査委員会が行う提案審査がある。

提案審査では、第一次審査として事務局が企画提案書類等の確認（企画提案書類等の不備の確認、企画提案書類等の審査（提案内容が要求水準を満たしているかの確認））を行い、企画提案書類等の審査を満たした企画提案書類等に対して、第二次審査として審査委員会が企画提案の審査、事務局が見積書の審査を行う。

その後、事務局が提案審査の結果を基に、総合評価点の算出を行う。

2 審査委員会

本市は、参加者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、公募型プロポーザル方式の適正な実施を図るため、審査委員会を設置する。審査委員会を構成する審査委員は、次の6名とする。

役 割	氏 名または職 名	所 属
委員長	滝沢 智	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 特任教授
副委員長	大野 孝則	神奈川県 県土整備局河川下水道部 下水道課
委員	道路下水道部担当部長	道路下水道部担当部長 藤沢市 道路下水道部
委員	下水道管路課長	藤沢市 道路下水道部 下水道管路課
委員	下水道施設課長	藤沢市 道路下水道部 下水道施設課
委員	下水道計画業務課主幹	藤沢市 道路下水道部 下水道計画業務課 経理担当

第2章 審査方法

1 資格審査

(1) 参加資格の確認審査

事務局は、参加者から提出されたプロポーザル参加表明書、参加資格確認書類提出確認シート、構成員調書、委任状、誓約書及び参加資格確認書類について、プロポーザル実施要領に示す参加資格要件を満たしているかについて審査を行い、審査結果を参加者に通知する。参加資格要件を満たしていない者は失格とする。ただし、誤字脱字等の軽微な書類の不備の場合は、この限りではない。

2 提案審査

(1) 第一次審査

ア 企画提案書（根拠資料を含む）の確認

事務局は、参加者から提出された企画提案書類等提出届、提出書類確認シート、第一次審査シート、企画提案書、見積書、見積金額内訳書について、提出書類確認シートを基に全て提出されているか確認を行う。

また、参加者が提出した第一次審査シートを基に、全ての様式に対して要求水準に沿った提案がなされているかの確認を行う。1つでも要求水準を満たしていない提案があった場合は失格とする。

イ 企画提案書（根拠資料を含む）の審査

審査委員会は、事務局が実施した第一次審査シートの確認結果に対して審査（是非の判断）を行う。

(2) 第二次審査

ア 企画提案書（技術点）審査

企画提案書（技術点）審査は、**企画提案書（根拠資料を含む）の審査**を通過した参加者の企画提案書に示された提案内容について、審査委員会が審査を行う。

(ア) 審査方法

表1に示す評価項目について、書面及びプレゼンテーション・ヒアリングにて審査を行い、点数をつける（審査委員1人につき、80点満点とする）。また、技術点については審査委員の点数を合計したうえで平均点を算出する。

表 1 評価項目

評価項目		様式No	評価の着眼点	配点	
大項目	中項目				
業務実施能力	地域精通度	Ⅳ-4	・本市内における参加者の作業拠点について評価する。 ・参加者の受託実績を踏まえて、本業務対象地区（地理、地形等）の熟知度及び下水道施設等の精通度について評価する。	8	
	技術力の評価	Ⅳ-5	・参加者としての技術力を評価するため、専門分野の技術者としての本業務に有益な資格の種類と有資格者数について評価する。	3	
業務提案内容	業務実施体制	Ⅳ-6	・平常時における業務実施体制（従事する業務、企業名、現場に配置する技術者）の考え方について評価する。また、実施体制図について評価する。	8	
	配置技術者の資格・配置計画	Ⅳ-7	・対象業務の実施に当たり、配置技術者の保有資格・配置計画について評価する。	4	
	管理・更新一体マネジメント	Ⅳ-8	・維持管理と更新を一体的にマネジメントするための具体的かつ効率的・効果的な手法等を評価する。 ・Sランクの異常個所の対応方針について、迅速かつ効果的な手法等を評価する。	7	
	各業務内容の要求事項に対する考え方や提案	計画的業務	Ⅳ-9	・圧送管の点検方法、管きょ、マンホール、ます・取付け管、伏越し、貯留管、調整池における調査方法及び藤沢市下水道ストックマネジメント実施計画（実施方法・資機材の確保等）について評価する。 ・マンホールポンプ点検の実施計画（実施方法・資機材の確保等）について評価する。	4
		修繕等業務	Ⅳ-10	・修繕用資料作成・修繕時における人員及び資機材の確保について評価する。	4
		住民対応等業務	Ⅳ-11	・新設用資料作成・公共ます及び取付け管新設工事において、資料作成時の現地調査、関連工事・関連企業等との調整に係る具体的な方法について評価する。	4
		改築業務	Ⅳ-12	・改築設計及び耐震改築設計における工法選定や経済性を考慮した設計方法について評価する。 ・改築工事及び耐震改築工事における更生工法、布設替え等に係る品質確保の方法について評価する。 ・改築工事及び耐震改築工事における人員及び資機材の確保について評価する。	7
		計画策定業務	Ⅳ-13	・修繕・改築選定業務における、緊急度Ⅰ・Ⅱ判定の対象施設に対し、劣化状況の把握、長期的な改築事業シナリオ設定を踏まえた修繕・改築対象路線の選定、優先順位設定を行う方針について評価する。	6
		統括管理業務	Ⅳ-15	・各業務を効率的・効果的に実施することができようような一元的な管理方法について評価する。 ・更新計画案を作成するうえでの管路施設及びマンホールポンプにおける維持管理情報等の収集や管理、分析方法について評価する。	7
	技術継承・教育に関する提案	Ⅳ-16	・本市職員への技術継承・教育に向けた取り組みについて評価する。	3	
	安全管理・危機管理の提案	Ⅳ-17	・業務上の安全管理について評価する。 ・緊急時（作業中の事故等）において、想定される事象と基本的な考え方について評価する。 ・緊急連絡体制及び組織的なバックアップ体制等について評価する。	5	
	地域貢献に関する提案	Ⅳ-18	・参加者及び協力企業に関して、地域の人材、本市の下水道施設に精通した企業（市内企業）等を活用した実施体制（市内企業の数、委託する業務等）について評価する。 ・地域（住民等を含む）との連携及び協働並びに地域活性化への取組等について評価する。	7	

評価項目		様式No	評価の着眼点	配点
大項目	中項目			
ア リ ン グ	取組姿勢・コミュニケーション力	—	・本市の下水道施設の現状の認識や本業務の目的、内容等の理解が十分になされているかについて評価する。 ・企画提案の説明や質問に対する応答が適切になされているかについて評価する。	3
技術点合計				80

(イ) 評価基準

表2に示す評価基準により、技術点を算出する。なお、技術点は、小数点以下第1位まで求める。

表2 評価基準

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れている（具体性及び実行性がある）と認められる。	配点×1
B	当該評価項目について、優れている（具体性がある）と認められる。	配点×4/5
C	当該評価項目について、要求水準の規定どおりと認められる。	配点×3/5
D	当該評価項目について、要求水準どおりの企画提案であるが、内容が不十分である。	配点×0

(ウ) プレゼンテーション・ヒアリング

a プレゼンテーション・ヒアリングの実施

第一次審査を通過した参加者は、審査委員会に対してプレゼンテーションを行う。また、ヒアリングでは、審査委員が、提出のあった企画提案書に対して、別冊の**要求水準書**の内容に関する不明瞭点等を確認する。プレゼンテーション・ヒアリングにおける企画提案書に対する修正点や補足事項の数等は、審査の対象としない。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングにおける実施方法の詳細については、第一次審査を通過した参加者を対象に別途電子メールにおいて通知を行う。

b プレゼンテーション・ヒアリングの出席者

出席者数は10名を上限とする。なお、共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。

c プレゼンテーション・ヒアリングの概要

- (a) プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容について
パワーポイントを使用して具体的に説明するものとする。
- (b) プレゼンテーション・ヒアリングは、第一次審査通過者の1参加者あたり60分以内（説明20分、質疑応答30分、準備・片付け10分）を予定している。なお、一次審査通過者の数によって変更する場合がある。
- (c) プレゼンテーション・ヒアリングの日付及び場所
日付（予定）：令和8年11月19日（木）
場所：藤沢市役所内 会議室（詳細は別途通知します）
- (d) 注意事項
- ・プレゼンテーション・ヒアリングは、審査の公平性・競争性を確保する観点から、対面形式で行うものとする。
 - ・パソコン、その他説明に必要なものがある場合は、参加者が用意すること。
 - ・提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認められない。
 - ・当日、追加資料等（パワーポイント等の説明資料を除く。）の配布は認めない。

イ 見積書（価格点）審査

事務局は、見積書の提出を受けた後、業務委託または工事のいずれか一方でも、見積金額が**プロポーザル実施要領 別紙5 契約目途額**の内訳を超過していないかについて確認し、企画提案書（技術点）審査を行った後、価格点を算出する。

なお、見積金額が**プロポーザル実施要領 別紙5 契約目途額**を超過した場合については失格とする。

事務局は、見積金額について、次の方法より価格点を算出する。なお、価格点は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求める。

業務委託の価格点の算出方法	工事の価格点の算出方法
【見積金額が契約目途額の85%超え】 $100 \times (1 - \text{見積金額} / \text{契約目途額})$	【見積金額が契約目途額の90%超え】 $50 \times (1 - \text{見積金額} / \text{契約目途額})$
【見積金額が契約目途額の85%以下】 価格点満点（15点）	【見積金額が契約目途額の90%以下】 価格点満点（5点）

価格点満点（20点）＝ 業務委託の価格点（15点）＋ 工事の価格点（5点）

ウ 総合評価点の算出

事務局は、第二次審査（企画提案書（技術点）審査及び見積書（価格点）審査）の結果を基に総合評価点を算出する。その後、審査委員会は、算出された総合評価点が妥当であるか確認を行う。

総合評価点が最低基準点（総合評価点（100点満点）の6割）未満の場合は失格とする。

総合評価点は、次のとおり決定する。なお、総合評価点は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求める。

$\text{総合評価点（100点）} = \text{技術点（80点）} + \text{価格点（20点）}$
--

第3章 優先交渉権者の決定等

（1）優先交渉権者の選定

審査委員会は、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

総合評価点が同点で2者以上となったときは、見積金額が低い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。この場合において、見積金額が同額であるときは審査委員会に諮って優先交渉権者を選定する。

（2）優先交渉権者の決定

事務局は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

第4章 優先交渉権者の公表

事務局は、優先交渉権者及び次点交渉権者（匿名）並びに総合評価点について、本市ホームページで公表する。

別紙 優先交渉権者決定までの流れ

【凡例】 : 審査委員会 : 事務局

審査	予定	手順
資格確認	参加表明書等の提出 (令和8年7月)	参加資格の確認審査 参加資格を満たさない 失格 参加資格確認結果の通知
	参加資格確認 結果の通知 (令和8年8月)	
提案審査	企画提案書等の 提出 (令和8年9月)	【第一次審査】 企画提案書等の確認 失格 ↓ 企画提案書等の審査 ↓ 第一次審査結果の通知 【第二次審査】 企画提案書（技術点）審査 ・プレゼンテーション・ヒアリング ・評価基準に基づく審査 ↓ 見積書（価格点）審査 見積金額の確認 失格 ↓ 契約目途額の超過 価格点の算出 ↓ 【総合評価】 総合評価点の算出 失格 ↓ 総合評価点の確認 ↓ 最低基準点未滿 優先交渉権者の選定 ↓ 優先交渉権者選定結果の通知
	優先交渉権者の決定 (令和8年12月予定)	
		優先交渉権者の決定